

保育士修学資金貸付の手引き

(令和7年度版)

【書類の提出先及び問合せ先】

社会福祉法人 福島県社会福祉協議会
保育士修学資金担当

〒960-8141 福島市渡利字七社宮 111 番地

電話：024-523-1256

目 次

I	保育士修学資金貸付の概要	P. 1
II	申請手続き等	P. 3
III	貸付申請手続き	P. 4
IV	手続きに必要な提出書類	P. 9
V	資料	P. 12
	福島県保育士修学資金貸付実施要領	P. 13
	様式集	P. 22

I 保育士修学資金貸付の概要

【修学資金の概要】

- 1 この資金は、福島県における保育士の育成・確保を図るため、児童福祉法に基づく、保育士養成施設に在学し、卒業後、福島県内において保育士として児童の保護等の業務（保育業務）に従事しようとする方に無利子で貸付けます。
- 2 養成施設を卒業後、1年以内に保育士登録を行い、福島県内において別表に定める施設等で保育業務に従事し、かつ、5年間、引き続き、これらの業務に従事した場合は、貸付けた修学資金の返還を免除します。

1 実施主体

実施主体は、社会福祉法人福島県社会福祉協議会です。（以下「県社協」という）

2 貸付対象者

貸付対象者は、保育士養成施設に在学し、卒業後、福島県内において、別表に定める施設等において、保育士として保育業務に従事しようとする者であって、次の（1）及び（2）の要件を満たす方です。

- （1）次の①から③のいずれかに該当し、養成施設卒業後、1年以内に保育士登録を行い、福島県内において保育業務に5年以上従事する意思のある方。
 - ①県内に住民登録をしている者
 - ②県内の養成施設に修学する者
 - ③県内出身者であって、県外の養成施設に修学する方にあつては、入学の前年度までに県内に1年以上住所を有していた者。
- （2）学業成績が優秀であつて、家庭の経済状況等から貸付が必要と認められ、かつ、修学のための同種の資金を他から借り受けていない方。（日本学生支援機構の奨学金及び日本政策金融公庫の教育支援資金を除く）

※ 東日本大震災による地震・津波により住宅が被災（半壊以上）し、罹災証明書の交付を受けた方又は原子力災害対策特別措置法に基づく、警戒・計画的避難・緊急時避難準備区域の中に平成23年3月11日時点で住所を有していた方については、家庭の経済状況等の要件は問わない。

※ 現在、県内の一部市町村で実施している保育士修学（奨学）資金貸付事業は、本会で調査した範囲では、本貸付事業との併用は認められていない例がありますので、御確認ください。

※ 「高等教育の修学支援新制度」との併用については、次のような取り扱いとなりますので、留意してください。（大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免認定結果通知書（写）の添付が必要となります。）

- ①「授業料等の資金及び入学準備金」に関しては、修学支援新制度による授業料等の減免額を差し引いた後も自己負担が生じる場合、自己負担額の範囲内での貸付が可能です。
- ②「就職準備金」に関しては、貸付が可能です。
- ③「生活費加算」に関しては、目的が重複するため、貸付できません。

3 貸付期間

貸付期間は、養成施設に在学する正規の修学期間とします。

4 貸付金の種類及び貸付額

貸付を行う修学資金の種類及び貸付額（上限）は、次のとおりです。

(1) 授業料等の資金

総額1,200,000円以内（月額50,000円以内）とし、これを貸付期間に応じて均等に分割して貸付けます。

（修学期間2年間の場合 →月額50,000円以内）

（修学期間4年間の場合 →月額25,000円以内）

(2) 入学準備金 200,000円以内

(3) 就職準備金 200,000円以内

(4) 生活費加算 生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯等の方に限り、貸付することができます。

※ 千円未満は切り捨てとします。

※ 生活費加算は、生活保護費と同時に受給することはできません。加算額は、貸付申請時の年齢・居住地により異なりますが、概ね40,000円程度です。

また、加齢や居住地が変更されても、一旦決定した加算額は変更できません。

5 資金の交付

授業料等の資金は、年2回（4月、9月）に分けて、指定口座に振り込みますが、第1回目の送金は、貸付契約締結後となります。

入学準備金は、第1回目の送金と併せて、また、就職準備金は、卒業年の3月に交付します。

6 連帯保証人

貸付申請者は、連帯保証人（独立の生計を営む成年者）を立てなければなりません。貸付申請者が未成年の場合は、原則として親権者又は後見人となります。

連帯保証人は、貸付申請者が修学資金の返還を求められた場合、連帯して貸付金の返還債務を負担することになりますので、留意してください。

※原則連帯保証人の変更は認められません。

7 貸付利子

貸付利子は、無利子です。

なお、貸付金の返還事由に該当し、返還が開始され、定められた期日までに返還されない場合は、返還すべき額に年3パーセントの延滞利子が徴収されます。

8 修学資金の返還免除

養成施設を卒業後、1年以内に保育士登録簿に登録し、福島県内の保育所等において、保育業務に従事し、かつ、5年間、引き続きこれらの業務に常勤として従事したときは、修学資金の返還が免除されます。

なお、貸付条件を満たさない場合は、返還となりますので、留意してください。

※ 過疎地域で勤務した場合、又は中高年離職者（入学時に年齢が45歳以上で、離職して2年以内の者）の場合は、業務従事期間が3年間となります。

II 申請手続き等

修学資金の貸付申請者は、以下により、在学する養成施設を經由して、県社協に提出してください。

1 提出書類

※必須

- ①保育士修学資金貸付申請書（様式1）
- ②申請者の住民票抄本（発行後3か月以内）
- ③養成施設長の推薦書（様式2）
- ④高等学校の成績証明書
- ⑤所得のある家族全員（年金所得者含む）の源泉徴収票（写）又は課税（所得）証明書
- ⑥連帯保証人（予定者）の源泉徴収票（写）又は課税（所得）証明書
※連帯保証人（予定者）が申請者の家族である場合は、上記⑤に替えるものとする。

※該当者のみ

- ⑦大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免認定結果通知書（写）
- ⑧年齢が45歳以上の方は離職証明書
- ⑨東日本大震災による地震・津波により住宅が被災（半壊以上）した方は、罹災証明書（写）又は原子力災害対策特別措置法に基づく、警戒・計画的避難・緊急時避難準備区域内に平成23年3月11日時点で住所を有していたことを証明できる書類
- ⑩生活保護受給証明書及び福祉事務所長意見書（様式3）※生活費加算を申請する方

2 審査及び決定

県社協会長は、貸付申請者から提出のあった書類及び養成施設からの推薦書等をもって審査し、貸付の可否を決定し、推薦のあった養成施設を經由して、貸付申請者に通知するものとします。

なお、審査内容については、開示いたしません。

詳しくは、「福島県保育士修学資金貸付実施要領」をご確認ください。

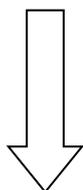
不明な点については、福島県社会福祉協議会にお問い合わせください。

（電話 024-523-1256）

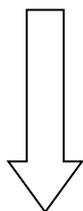
Ⅲ 貸付申請手続き

(1) 保育士修学資金の申込み

修学資金貸付の申請



修学資金貸付の審査



※承認決定後の
提出書類

- ・借用証書
- ・修学資金送金
口座（申込・
変更）申請書
の提出
- ・個人情報の取
扱に関する同
意書

①「保育士修学資金貸付申請書」を養成施設の窓口で受け取り、必要事項を記入し、添付書類と併せて、養成施設に提出してください。

なお、「申請書」の備考欄に、必要な添付書類を記載していますので、確認してください。

②申請書類は、養成施設から県社協に送付され、県社協が審査し、貸付けの可否を決定します。

③審査の結果は、「保育士修学資金貸付（承認・不承認）決定通知書」により、県社協から養成施設を経由し、申請者に通知します。

④貸付決定の通知を受けた申請者は、通知の日から起算して14日以内に、左記の書類に記入、署名・押印の上、養成施設を経由して、県社協に提出してください。

（借用証書には収入印紙を貼付してください。印紙代は決定通知の際にお知らせします。）

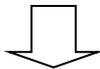
⑤修学資金は、年2回分割して交付します。（4月、9月）
第1回目の修学資金等の交付時期は、本契約締結後となります。従って、借用証書等が届かないと、貸付金を交付することはできません。

※貸付を辞退する場合は、当該年度の第1回目の送金、又は各送金が行われる月の1か月前までに、「保育士修学資金・貸付停止・再開・辞退届」を所属する養成施設を経由して県社協に提出してください。

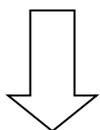
※養成施設の退学、1年以上の休学や停学、あるいは、卒業後、福島県内において、保育業務に従事しない場合には、貸付けた修学資金等の全額が「一括返還」となりますので、借受申請の際は、十分ご検討ください。

(2) 養成施設在学時の手続き

在学届の提出
(毎年度4月)



休学・停学する、
留年、または復学する
場合



貸付を辞退する
場合

①複数年度にわたり修学資金の貸付けを受けるときは、「**在学届**」(養成施設長が証明したもの)を**毎年度4月10日までに県社協に提出**してください。

②養成施設を休学・停学、又は留年となったときは、「**保育士修学資金・貸付停止・再開・辞退届**」を、**修学資金を交付する時期(4月、9月)の1か月前までに養成施設に提出**してください。

※休学・停学の期間中は、貸付けが休止となります。

③復学したときは、「**保育士修学資金・貸付停止・再開・辞退届**」で復学の報告を、養成施設を経由して、県社協に提出してください。

④退学など、貸付を辞退するときは、**速やかに「保育士修学資金・貸付停止・再開・辞退届」及び「返還届」**を養成施設を経由して県社協に提出してください。

県社協から「**保育士修学資金返還通知書**」を送付します。

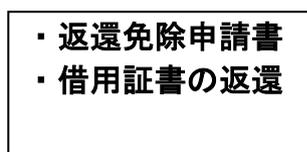
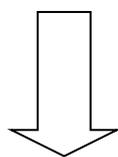
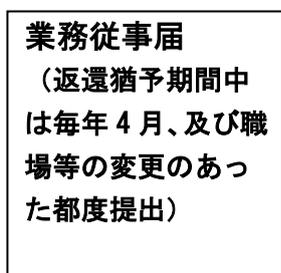
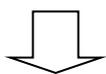
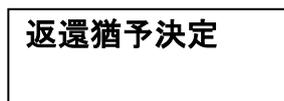
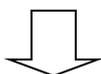
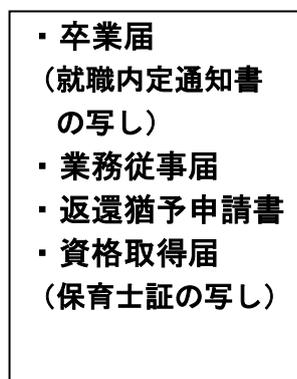
⑤貸付けた修学資金は、**返還通知書に基づき、期限厳守の上、返還(返済)**してください。

※返還が滞った場合は、「連帯保証人」に債務の全額を請求し返還していただくこととなります。

(3) 養成施設等の卒業及び就職後の手続き

養成施設を卒業後、1年以内に保育士登録簿に登録し、福島県内において別表に定める施設等で保育業務に従事したときは、その業務に従事期間中は修学資金の返還が猶予され、さらには、定められた期間以上その業務に従事した場合、貸付けた修学資金の返還が免除されます。

一方、貸付条件に反した場合は、貸付けた修学資金等を返還していただきます。



①養成施設を卒業した場合は、期限内に「卒業届」(就職内定通知等の写しを添付)を養成施設を経由して県社協に提出してください。

②別表の施設等において保育業務に従事した場合は、期限内に「業務従事届」「返還猶予申請書」を県社協に提出してください。

③保育士の資格を取得した場合は、福島県の保育士登録簿に登録し、「資格取得届」(保育士証の写しを添付)を、期限内に県社協に提出してください。

④県社協は審査を行い、その結果を申請者に通知します。

⑤保育士登録簿に登録の後、福島県内において別表の施設等で保育業務に従事している期間は返還猶予となります。

返還猶予期間中は、毎年4月に「業務従事届」を提出してください。勤務先や職種に変更があった場合も、「業務従事届」を県社協に提出してください。

⑥休職・退職等となった場合は、返還を開始していただきます。(猶予できる場合もありますので、ご相談ください。)

⑦5年間継続して、県内において別表の施設等で保育業務に従事すると、返還債務が申請により免除となります。(過疎地域での勤務や中高年離職者の場合、勤務期間は3年間となります。)
※過疎地については、県社協又は市町村にお問合せください。

⑧5年間、引き続き、別表の施設等で保育業務に従事した後、「保育士修学資金返還免除申請書」に、業務従事先の「業務従事届」を添えて県社協に提出してください。

⑨返還免除決定後、「借用証書」をお返しします。

<別表>

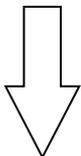
福島県保育士修学資金の返還債務の免除に係る対象業務

- 1 福島県内において以下の施設等で保育業務に従事すること
 - (1) 障害児通所支援（児童発達支援または放課後等デイサービス）を行なう児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設
 - (2) 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター
 - (3) 児童相談所の児童を一時保護する施設
 - (4) 厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設（指定保育士養成施設）
 - (5) 幼稚園のうち、次に掲げるもの
 - ①教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設
 - ②「認定こども園」への移行を予定している施設
 - (6) 認定こども園
 - (7) 認可外保育施設のうち、次に掲げるもの
 - ①児童福祉法第59条の2の規定により届出をした施設
 - ②上記①に掲げるもののほか、都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設
 - ③雇用保険法施行規則（昭和50年3月10日労働省令第3号）第116条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設
 - ④「看護職員確保対策事業等の実施について（平成22年3月24日医政発第0324第21号）」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設
 - (8) 小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業
 - (9) 一時預かり事業、病児保育事業
 - (10) 放課後児童健全育成事業
- 2 全国を区域とする以下の施設において保育士としての業務に従事すること
 - (1) 国立児童自立支援施設
 - (2) 国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第2項の委託を受けた施設
 - (3) 医療型障害児入所施設「整肢療護園」、「むらさき愛育園」

(4) 修学資金返還の場合

養成施設を1年以上休学し、又は停学・退学となった場合、若しくは養成施設を卒業後、定められた期間内に福島県内の別表に定める施設等において保育業務に従事しなかった場合には、貸付けた修学資金を全額（一部免除された場合はその金額を除く。）返還していただくことになります。

返還届の提出



貸付金の返還



借用証書の返還

- ① 修学資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という）は、**返還となる事由が発生した日から14日以内に「返還届」**を、直接、県社協に提出してください。
県社協から「**保育士修学資金返還通知書**」を送付し、返還方法について通知します。
※連帯保証人に返還通知書の内容を報告しておいてください。
- ② 「**保育士修学資金返還通知書**」に記載された返還方法により、直ちに返還していただきます。
- ③ 納付指定日を過ぎた場合は、返還すべき額に年3%の延滞利息を徴収します。
- ④ 返還が完了した場合は、県社協がお預かりしている「**借用証書**」をお返しします。

(5) 借受人や連帯保証人の異動届

住所・氏名・勤務先等を変更した場合（届出内容に変更があった場合）

- ① 借受人、または連帯保証人に住所等の変更があった場合は、その都度、借受人にあつては「**保育士修学資金借受人異動事項等届出書**」、連帯保証人の場合は「**保育士修学資金連帯保証人届出事項変更書**」により、直ちに県社協に提出してください。
養成施設に在学中の場合は、養成施設を経由して、速やかに県社協に報告してください。
- ② 借受人が、従事していた職種に変更があった場合、勤務先を変更した場合、又は転職した場合など、届出事項に変更があった都度、直ちに県社協に報告してください。

IV 手続きに必要な提出書類

【在学中】

(1) 必ず提出しなければならないもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
貸付を申請するとき	保育士修学資金貸付申請書	様式 1	※貸付審査後、県社協は保育士修学資金貸付(承認・不承認)決定通知書を、推薦のあった養成施設の長を経由して申請者に結果を通知しますので、 <u>14日以内</u> に必要な書類を、在学する養成施設を経由して県社協に提出してください。
	申請者の住民票の抄本	市町村発行	
	養成施設長の推薦書	様式 2	
	高等学校の成績証明書	学校長発行	
	所得のある家族全員(年金所得者含む)の源泉徴収票(写)又は課税(所得)証明書	源泉徴収票は勤務先発行、課税(所得)証明書は市町村発行	
	連帯保証人(予定者)の源泉徴収票(写)又は課税(所得)証明書	源泉徴収票は市町村発行	
*該当する方のみ	福祉事務所長意見書	様式 3	
	生活保護受給証明書	市町村	
	保護変更決定通知書	福祉事務所	
貸付が決定したとき	借用証書	様式 4	
	借用証書 *保育士修学資金特別貸付を借り受けた方	様式 4 の 2	
	保育士修学資金送金口座(申込・変更)申請書	様式 5	
	個人情報の取扱いに関する同意書 (借受人及び連帯保証人)	様式 6	
複数年度にまたがる貸付を受けるとき	在学届	様式 7	※ <u>毎年度、4月10日まで県社協に必ず提出。</u>

(2) 貸付決定の後、変更がある場合、または貸付が解除になった場合に提出するもの

変更事項	提出書類	様 式	備 考
養成施設に修学している者及び連帯保証人の住所・氏名・勤務先等の変更	保育士修学資金借受人異動事項等届出書	様式 12	
	保育士修学資金連帯保証人届出事項変更書	様式 16	
休学・転学・停学等	貸付停止・再開・辞退届(休学・停学・退学・復学等)	様式 13	貸付を停止します
留年したとき			理由により貸付期間の延長をします
復学したとき			貸付を再開します

変更事項	提出書類	様式	備考
退学したとき 貸付を辞退するとき 貸付解除となったとき	貸付停止・再開・辞退届（休学・停学・退学・復学等）	様式 13	返還通知書を送付しますので、記載された返還方法により返還していただきます。
	保育士修学資金返還届	様式 11	
死亡したとき	保育士修学資金借受人異動事項等届出書	様式 12	※死亡診断書等、事実を確認できる書類を添付して県社協に直ちに届出してください。
	保育士修学資金返還届	様式 11	

【卒業後】

（１）必ず提出しなければならないもの

事項	提出書類	様式	備考
卒業（貸付終了）したとき、及び就職したとき	卒業届（就職内定通知等の写しを添付）	様式 14	期限内に県社協に提出
	資格取得届	様式 15	保育士証の写しを添付
	業務従事届	様式 9	職場の公印が必要
	保育士修学資金借受人異動事項等届出書	様式 12	借受人に変更事項が生じた場合
氏名・住所・勤務先（連帯保証人を含む）等の変更があったとき	保育士修学資金連帯保証人届出事項変更書	様式 16	連帯保証人の届出事項に変更が生じた場合

（２）返還猶予を希望する場合に提出するもの

事項	提出書類	様式	備考
福島県保育士修学資金の返還債務の免除対象業務に従事したとき	業務従事届	様式 9	返還猶予期間中は毎年4月10日までに提出
	保育士修学資金返還猶予申請書	様式 8	就職した年月日を必ず記入してください。
災害・疾病等により業務に従事できないとき	保育士修学資金返還猶予申請書	様式 8	医師の診断書、罹災証明書等を添付してください。

（３）返還猶予の事由に変更があった場合、または返還免除申請に提出するもの

事項	提出書類	様式	備考
業務従事先を変更したとき（職場を変更したとき、人事異動で職場が変わったとき）	保育士修学資金借受人異動事項等届出書	様式 12	
	業務従事届（新しい勤務先の勤務状況）	様式 9	新しい勤務先から、証明してもらいます。

事 項	提出書類	様 式	備 考
業務従事中に疾病等により業務に従事できなくなったとき（または一部免除の申請をするとき）	保育士修学資金返還免除申請書	様式 10	福島県内において2年以上、福島県保育士修学資金の返還債務の免除対象業務に従事した場合、返還債務の一部が免除になる場合があります。
	業務従事届	様式 9	
貸付条件に定める業務に、一定期間以上勤務したとき（修学資金の返還免除に該当する場合）	保育士修学資金返還免除申請書	様式 10	返還免除が決定されると、借用証書が返還されます。
	業務従事届	様式 9	

（４）返還に至った場合、提出するもの ※貸付条件に反した場合

事 項	提出書類	様 式	備 考
返還する事項に該当した	返還届	様式 11	速やかに提出のこと。
保育士修学資金返還通知書受理後（月賦の場合）	預金口座振替依頼書		様式は本会から送付します。

V 資 料

福島県保育士修学資金貸付実施要領

様式集

福島県保育士修学資金貸付実施要領

(目的)

第1 この実施要領は、「保育士修学資金の貸付け等について（令和5年6月7日こ成基第18号こども家庭庁長官通知）」及び「保育士修学資金貸付け等制度の運営について（令和5年6月7日こ成基第19号こども家庭庁成育局長通知）」に基づき、保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対し、保育士修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付を行うことにより、県内の保育人材の育成及び確保を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2 この修学資金の貸付は、社会福祉法人福島県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行う。

(貸付対象者)

第3 この修学資金の貸付対象者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6に基づき都道府県知事が指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「養成施設」という。）に在学し、卒業後、福島県内（以下「県内」という。なお、別表の2の施設は全国の区域とする。）において、別表に定める施設等において保育士として児童の保護等の業務（以下「保育業務」という。）に従事しようとする者であって、次の(1)及び(2)の要件を満たす者とする。

(1) 次の①から③のいずれかに該当する者

①県内に住民登録をしている者

②県内の養成施設に修学する者

③県内出身者であって、県外の養成施設に修学する者にあつては、入学の前年度までに県内に1年以上住所を有していた者

(2) 学業成績が優秀であつて、家庭の経済状況等から貸付が必要と認められ、かつ、修学のための同種の資金を他から借り受けていない（日本学生支援機構の奨学金及び日本政策金融公庫の教育支援資金を除く。）者

2 前項の規定に関わらず、平成23年に発生した東日本大震災の被災者であつて、次のいずれかに該当する者については、学業及び家庭の経済要件を問わないこととする。

(1) 地震、津波によって居住していた住宅が被災し、罹災証明書の交付を受けた者。

ただし、住宅の被害の程度が半壊以上と判定された場合に限る。

(2) 原子力災害対策特別措置法に基づき、平成23年4月22日に設定された次の区域の中に平成23年3月11日時点で住所を有していた者。

ア 警戒区域

イ 計画的避難区域

ウ 緊急時避難準備区域

(貸付対象者の推薦及び募集人数)

第4 この修学資金の貸付を受けようとする者（以下「貸付申請者」という。）は、在学する養成施設の長の推薦を要するものとし、募集を行う人数は別に定める。

(貸付金の種類及び貸付額)

第5 貸付を行う修学資金の種類及び貸付額は、次のとおりとする。

(1) 授業料等の資金

養成施設在学時の授業料、実習費等として、総額 1,200,000 円 (月額 50,000 円) 以内とし、これを貸付期間に応じて均等に分割 (千円未満切り捨て) して貸し付ける。

(2) 入学準備金

養成施設に入学するため、初回の貸付時に限り、200,000 円以内。

(3) 就職準備金

養成施設卒業時の最終回の貸付時に限り、200,000 円以内。

(4) 生活費加算

修学資金の貸付申請時に、生活保護世帯又はこれに準ずる経済状態にあると認められる世帯の者に対し、養成施設に在学する期間の生活費の一部として、生活保護法の生活扶助基準の居宅 (第 1 類) の区分により生活費加算を貸付けることができるものとする。ただし、生活費加算と生活保護の支給を同時に受けることはできない。

なお、「これに準ずる経済状態にある世帯」については、貸付申請日の属する年度又は前年度において、次のいずれかの措置を受けている場合とする。

- ①地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) 第 295 条第 1 項に基づく市町村民税の非課税
- ②地方税法第 323 条に基づく市町村民税の減免
- ③国民年金法 (昭和 34 年法律第 141 号) 第 89 条または第 90 条に基づく国民年金の掛金の減免
- ④国民健康保険法 (昭和 33 年法律第 192 号) 第 77 条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予

(貸付期間)

第6 修学資金の貸付期間は、養成施設に在学する正規の修学期間とする。ただし、養成施設に在学する者であって病気等の真にやむを得ない事情によって留年した場合は貸付期間に含めることができる。

(貸付方法及び利子)

第7 修学資金の貸付は、県社協会長と第3の貸付対象者との契約により行う。

2 修学資金の貸付利子は、無利子とする。

(貸付の申請)

第8 貸付申請者は、次の書類を在学する養成施設の長に提出するものとし、養成施設の長は、別に定める期日までに推薦書 (様式 2) を添えて県社協会長に提出する。

- (1) 保育士修学資金貸付申請書 (様式 1)
- (2) 貸付申請者の住民票抄本 (発行後 3 か月以内)
- (3) 貸付申請者又は貸付申請者と生計を一つにする家族の所得が確認できる書類
- (4) 高校の成績証明書等
- (5) 養成施設入学時に、年齢が 4 5 歳以上であって、離職して 2 年以内の場合は離職証明書

2 第3の1の(1)の③に該当する県外の養成施設に修学する貸付申請者にあつては、前項の書類のほか、県内に 1 年以上住所を有していたことを証明する書類を併せて提出する。

3 生活保護世帯に属する貸付申請者については、第 1 項に定める申請書類のほか、次に掲げる書類を提出する。

- (1) 福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書
 - (2) 保育士修学資金借入申込に関する福祉事務所長意見書（様式3）
 - (3) 福祉事務所長が発行する「保護変更決定通知書」の写し、又は保護決定の変更が行われたことが確認できる書類
- 4 第5の1の(4)による生活費加算の貸付を受けようとする生活保護世帯に準ずる経済状況にある世帯に属する者については、第1項に定める書類のほか、所在地の自治体が発行するこれを証明する書類を提出する。
- 5 第3の2に該当する者については、罹災証明書又はその写しを添付すること。また、平成23年3月11日以降に住民票を移動した貸付申請者にあつては、被災時に住所を有していたことを証明する書類を併せて提出する。ただし、住民票で当該内容が確認できる場合を除く。
- 6 複数年度にわたり修学資金の貸付を受けようとする貸付申請者は、貸付初年度を除き、養成施設を通して毎年4月10日まで（休日・祝日にあたる場合はその翌日まで）に養成施設の長が証明する在学届（様式7）を県社協会長に提出する。
- なお、提出期限までに在学届の提出がない場合は、当該年度の貸付を辞退したものとみなす。

（連帯保証人）

- 第9 貸付申請者は、連帯保証人を立てなければならない。連帯保証人は、独立の生計を営む成年者とし、貸付申請者と連帯して貸付金の返還債務を負担する。ただし、貸付申請者が未成年者である場合には、原則として連帯保証人は法定代理人とする。
- 2 前項の法定代理人が、その債務を負担できないときは、債務を連帯して保証できる者を立てる。また、貸付申請者が児童養護施設の入所児童等であつて、児童養護施設の施設長等の意見書により、法定代理人を保証人として立てられないやむを得ない事情があると認められる場合は、保証人は法定代理人以外の者で差し支えない。

（審査及び決定）

- 第10 県社協会長は、貸付申請者から提出のあつた書類及び養成施設の長からの推薦書等をもって審査し、貸付の可否を決定する。
- 2 県社協会長は、前項による審査結果を保育士修学資金貸付（承認・不承認）決定通知書により、推薦のあつた養成施設を経由して、貸付申請者に通知する。
- 3 第8の3の生活保護世帯に属する貸付申請者にあつては、保育士修学資金貸付（承認・不承認）決定通知書により貸付の可否を通知し、意見書の提出があつた福祉事務所長にその写しをもって通知する。

（貸付に係る契約等）

- 第11 修学資金の貸付の決定通知を受けた貸付申請者は、通知のあつた日から起算して14日以内に、次の書類を養成施設を経由して県社協会長に提出する。
- (1) 保育士修学資金借用証書（様式4）
ただし、「福島県保育士修学資金特別貸付事業実施要領」に基づく福島県保育士修学資金特別貸付（以下、「特別貸付」という。）が交付されている場合は、特別貸付借受人用の借用証書（様式4の2）とする。
 - (2) 保育士修学資金送金口座（申込・変更）申請書（様式5）
 - (3) 保育士修学資金貸付に伴う個人情報の取扱いに関する同意書（様式6）
- 2 前項の期間内に書類の提出がない場合は、修学資金の貸付を辞退したものとみなす。

(修学資金の交付)

第 12 県社協会長は、提出書類を受理したときは、当該貸付決定に係る修学資金を交付する。

- 2 貸付金の交付は、保育士修学資金送金口座（申込・変更）申請書（様式 5）により申出のあった口座への振込により送金する。
- 3 貸付金の交付時期は、4月に前期分として4月から9月までの資金を、又9月に後期分として10月から翌年3月までの資金を、それぞれ当該月の15日に送金するものとし、送金日が金融機関の休業日のときは翌営業日に送金するものとする。ただし、養成施設に入学した当初の交付時期は、契約締結後とする。
- 4 入学準備金の貸付を希望する場合は、養成施設に入学後、第1回目の送金と併せて、又就職準備金の貸付を希望する場合は、養成施設の修学期間の最終月に交付する。
- 5 「福島県保育士修学資金特別貸付事業実施要領」に基づく特別貸付が交付されている場合、第3項のただし書きの養成施設に入学した当初の修学資金及び前項の入学準備金については、当該特別貸付が本実施要領に基づく貸付とみなされるため、当該特別貸付分は交付しない。

(貸付の休止及び貸付契約の解除)

第 13 県社協会長は、借受人が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分までの修学資金の貸付は行わない。

この場合、これらの月の分として既に貸付された修学資金があるときは、その修学資金は、借受人が復学した日の属する月の翌月以後の分として貸付されたものとみなす。

- 2 県社協会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該借受人との貸付契約を解除する。
 - (1) 養成施設を退学したとき。
 - (2) 心身の故障のため修学を継続する見込がなくなると認められるとき。
 - (3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
 - (4) 休学又は停学の期間が1年を超えるとき。
 - (5) 虚偽その他不正な方法により貸付を受けたことが明らかになったとき。
 - (6) 死亡したとき。
 - (7) その他貸付の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。
- 3 県社協会長は、借受人が貸付を辞退し、又は契約の解除を申し出たときは、その契約を解除する。

(返還債務の履行猶予)

第 14 県社協会長は、借受人が修学資金の貸付契約を解除された後も、引き続き当該養成施設に在学している期間は、貸付金に係る返還の債務を猶予する。

- 2 県社協会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号の事由が継続している期間、履行期限の到来していない貸付金に係る返還の債務の履行を猶予できる。
 - (1) 県内において別表に定める保育業務に従事しているとき。
 - (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

(返還猶予の申請等)

第 15 借受人は、第 14 に該当するに至ったときは、速やかに次の書類を県社協会長に提出しなければならない。

ただし、借受人が未成年のときは連帯保証人、成人にあつては県社協会長が認めた者の代理申請等を認める。

- (1) 保育士修学資金返還猶予申請書（様式 8）
 - (2) 借受人が養成施設に在学している場合は、在学届（様式 7）
 - (3) 別表に定める保育業務に従事したとき及びその業務を継続している場合は、業務従事届（様式 9）
 - (4) その他やむを得ない事由の場合は、その事由が確認できる書類
- 2 県社協会長は、前項による猶予の申請があつたときは、審査の上、保育士修学資金返還猶予申請結果通知書により、その結果を申請者に通知する。

（返還債務の免除）

第 16 県社協会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸付金に係る返還債務を免除する。

- (1) 養成施設を卒業した日から 1 年以内に保育士登録を行い、県内（別表の 2 の施設は全国の区域。）において、別表に定める保育業務に従事し、かつ、5 年間（過疎地域、離島及び中山間地域等において別表に定める保育業務に従事した場合又は中高年離職者（養成施設入学時に 4 5 歳以上の者であつて、離職して 2 年以内のものをいう。）が当該業務に従事した場合にあつては 3 年間）、引き続き、これらの業務に常勤として従事したとき。
なお、通年で雇用され、1 日 6 時間以上かつ月 20 日以上勤務している場合は、常勤とみなす。
 - (2) 返還免除対象期間中に、業務上の事由により死亡、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。
- 2 返還免除対象期間の算入については、以下による。
- (1) 従事する事業所の法人の人事異動等により、借受人の意思によらず、県外において別表に定める保育業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入する。
 - (2) 返還免除対象業務に従事後、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、返還免除対象期間には算入しないが、引き続き、返還免除対象業務に従事しているものとみなす。
- 3 県社協会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸付金（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還債務を当該各号に定める範囲内において免除することができる。
- (1) 死亡、又は障害により貸付を受けた貸付金を返還することができなくなったときは、返還債務の額の全部又は一部。
 - (2) 長期間所在不明となっている場合等、貸付金を返還させることが困難であると認められる場合であつて、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から 5 年以上経過したときは、返還債務の額の全部又は一部。
 - (3) 県内において 2 年以上、別表に定める保育業務に従事したときは、返還債務の額の一部。ただし、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者などには、適用しない。
- 4 前項の (1) 及び (2) については、相続人又は連帯保証人に請求を行つても返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用する。
- 5 第 3 項による免除できる額は、県内において別表に定める保育業務に従事した月数を、修学資金の貸付を受けた月数の 2 分の 5（中高年離職者等については 2 分の 3）に相当する期間で除して得た数値（この数値が 1 を超えるときは、1 とする。）を返還債務の額に乗じて得た額とする。

(返還債務の免除申請等)

第 17 借受人は、第 16 に該当するに至ったときは、次の書類を県社協会長に速やかに提出しなければならない。

ただし、借受人が未成年のときは連帯保証人、成人にあつては県社協会長が認めた者の代理申請等を認める。

- (1) 保育士修学資金返還免除申請書 (様式 10)
- (2) 業務従事届 (様式 9)
- (3) その他の事由の場合は、その事由が確認できる書類

2 県社協会長は、前項による免除の申請があつたときは、審査の上、保育士修学資金返還免除申請結果通知書により、その結果を借受人に通知する。

(勤務期間の計算)

第 18 修学資金の返還猶予及び返還免除期間の算定の基礎となる勤務期間の計算は、保育士業務に従事した日の属する月から業務しなくなった日の前日の属する月までの月数による。

(返 還)

第 19 借受人が、次の各号のいずれかに該当する場合 (災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。) には、貸付金を一括又は月賦による均等払 (端数が生じる場合は初回の返還金に上乘せする。) により返還しなければならない。

- (1) 修学資金の貸付契約が解除されたとき。
- (2) 養成施設を卒業した日から 1 年以内に保育士登録簿に登録せず、又は県内において別表に定める保育業務に従事しなかったとき。
- (3) 県内において別表に定める保育業務に従事する意思がなくなったとき。
- (4) 業務外の事由により死亡、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

2 前項に規定する月賦による返還ができる場合は、別表に定める保育業務に従事した場合であつて、前項の当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から、第 14 による返還債務の履行が猶予された期間と保育業務に従事した期間を合算した期間とする。ただし、5 年を上限とする。

3 第 1 項のほか、虚偽その他不正な方法により貸付を受けたことが明らかになったときは、貸付を受けた修学資金を県社協会長が指定する期日までに一括返還しなければならない。

4 借受人は、第 1 項に該当するに至ったときは、その事由が生じた日から 14 日以内に保育士修学資金返還届 (様式 11) を県社協会長に提出しなければならない。

5 県社協会長は、前項の返還届に基づき、保育士修学資金返還通知書により当該借受人及び連帯保証人に通知する。

(延滞利子)

第 20 県社協会長は、借受人が正当な理由がなく貸付金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 3 パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収する。

2 前項に規定する延滞利子の計算については、年 365 日として計算する。

3 計算した延滞利子の額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

4 当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、会長は当該延滞利子を債権として調停しないことができる。

(届出義務)

第 21 借受人は、貸付金の返還が終わるまで又は返還債務の免除が行われるまでの期間、次に掲げる事由が発生したときは、所定の様式により、直ちに県社協会長に届け出しなければならない。

- (1) 借受人の住所、氏名、勤務先、その他の重要な事項に変更があったとき。(様式 12)
- (2) 借受人が修学又は業務に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。(事実を証明する書類)
- (3) 借受人が休学、停学、復学、又は退学したとき。(様式 13)
- (4) 借受人が留年したとき。(様式 13)
- (5) 借受人が卒業したとき。(様式 14)
- (6) 借受人が保育士登録簿に登録したとき。(様式 15)
- (7) 貸付を辞退するとき。(様式 13)
- (8) 借受人が退職したとき(様式 12)
- (9) 連帯保証人の氏名、住所、勤務先、その他の重要な事項に変更があったとき。

(様式 16)

2 借受人が死亡したときは、その親族又は連帯保証人は保育士修学資金借受人異動事項等届出書(様式 12)に事実を証明する書類を添えて直ちに県社協会長に届け出しなければならない。

(その他)

第 22 県社協会長は、この要領に定める事項のほか、必要があるときは、借受人に対し、修学資金の貸付の目的を達成するために必要な書類の提出又は報告を求めることができる。

2 この要領に定めるもののほか、必要な事項は県社協会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 14 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日からの貸付者に適用する。

附 則

この要領は、平成 30 年 2 月 28 日から施行し、平成 30 年 2 月 1 日から適用する。
ただし、従前の実施要領による貸付者については、従前の実施要領によるものとする。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、従前の実施要領による貸付者については、従前の実施要領によるものとする。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、従前の実施要領による貸付者については、従前の実施要領によるものとする。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、従前の実施要領による貸付者については、従前の実施要領によるものとする。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

ただし、従前の実施要領による貸付者については、従前の実施要領によるものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

ただし、従前の実施要領による貸付者については、従前の実施要領によるものとする。

<別表>

福島県保育士修学資金の返還債務の免除に係る対象業務

- 1 福島県内において以下の施設等で保育業務に従事すること
 - (1) 障害児通所支援（児童発達支援または放課後等デイサービス）を行なう児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設
 - (2) 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター
 - (3) 児童相談所の児童を一時保護する施設
 - (4) 厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設（指定保育士養成施設）
 - (5) 幼稚園のうち、次に掲げるもの
 - ①教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設
 - ②「認定こども園」への移行を予定している施設
 - (6) 認定こども園
 - (7) 認可外保育施設のうち、次に掲げるもの
 - ①児童福祉法第59条の2の規定により届出をした施設
 - ②上記①に掲げるもののほか、都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設
 - ③雇用保険法施行規則（昭和50年3月10日労働省令第3号）第116条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設
 - ④「看護職員確保対策事業等の実施について（平成22年3月24日医政発第0324第21号）」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設
 - (8) 小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業
 - (9) 一時預かり事業、病児保育事業
 - (10) 放課後児童健全育成事業
- 2 全国を区域とする以下の施設において保育士としての業務に従事すること
 - (1) 国立児童自立支援施設
 - (2) 国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第2項の委託を受けた施設
 - (3) 医療型障害児入所施設「整肢療護園」、「むらさき愛育園」

【様式集】

保育士修学資金の貸付に関する以下の書類は次ページ以降にありますので、必要なものをコピーしてお使いください。

注) ※印のある様式については、本会が発行するものです。

<様式一覧>

様式 1	保育士修学資金貸付申請書
様式 2	推薦書
様式 3	保育士修学資金借入申込に関する福祉事務所長意見書
※様式 4	保育士修学資金借用証書
※様式 4 の 2	保育士修学資金借用証書（特別貸付借受人用）
様式 5	保育士修学資金送金口座（申込・変更）申請書
※様式 6	保育士修学資金貸付に伴う個人情報の取扱いに関する同意書
様式 7	在学届
様式 8	保育士修学資金返還猶予申請書
様式 9	業務従事届
様式 10	保育士修学資金返還免除申請書
様式 11	保育士修学資金返還届
様式 12	保育士修学資金借受人異動事項等届出書
様式 13	保育士修学資金・貸付停止・再開・辞退届（休学・停学・退学・復学等）
様式 14	卒業届
様式 15	資格取得届
様式 16	保育士修学資金連帯保証人届出事項変更書

生計を一つにする家族状況	氏名	続柄	年齢	同居・別居	勤務先・学校名等	年収(円)
		申請者				
				同居・別居		
				同居・別居		
				同居・別居		
				同居・別居		
				同居・別居		

※学校は、「公立又は私立」の別を明記してください。

連 帯 保 証 人 (予 定 者)						
フリガナ			生年月日	年 月 日		
氏名				(満 歳)		
申請者との関係			家族数	人		
現住所	〒					
電話番号			携帯電話			
勤務先名						
雇用形態	正規職員・非正規職員(契約 派遣 嘱託 臨時 パート) 自営業 その他 ()					
職 種			年収(税込)	円		
勤務先住所等	〒		勤務年数	年		
	電話 ()					

<添付書類>

※必須

- 1 □ 申請者の住民票抄本(発行後3か月以内)
- 2 □ 養成施設長の推薦書(様式2)
- 3 □ 高等学校の成績証明書
- 4 □ 所得のある家族全員(年金所得者含む)の源泉徴収票(写)又は課税(所得)証明書
- 5 □ 連帯保証人(予定者)の源泉徴収票(写)又は課税(所得)証明書
※連帯保証人(予定者)が申請者の家族である場合は、上記4に替えるものとする。

※該当者のみ

- 6 □ 大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免認定結果通知書(写)
- 7 □ 年齢が45歳以上の方は離職証明書
- 8 □ 東日本大震災による地震・津波により住宅が被災(半壊以上)した方は、罹災証明書(写)
又は原子力災害対策特別措置法に基づく、警戒・計画的避難・緊急時避難準備区域内に平成23年3月11日時点で住所を有していたことを証明できる書類
- 9 □ 生活保護受給証明書及び保健福祉事務所長意見書(様式3)
- 10 □ 福祉事務所長が発行する「保護変更決定通知書」※生活費加算を申請する方

※この申請書及び関係書類は、申請者が在学している養成施設に提出してください。

※提出された書類は返還いたしませんので、予めご了承ください。

推 薦 書

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

養成施設の所在地

電話番号

養成施設名

養成施設長

印

下記の者は、福島県保育士修学資金貸付実施要領の規定に基づき、保育士修学資金の貸付けを受ける者として適当であると認められるので、推薦いたします。

種 別	保 育 士
入学年月日及び学年	年 月 日入学 第 学年
養成施設の修学期間	
申請者氏名	
他の修学資金の貸付の有無（該当項目を☑してください。）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 高等教育修学支援新制度 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 無
所 見	
※人物・学業成績等の所見に加え、卒業後、保育士として、福島県内で保育業務に従事する意思を有していることを確認し、その旨を記入してください。	
※「学業成績」は、高校からの成績証明書等の写しを添付してください。	
推薦順位	位／ 人中 ※推薦人数に対して

保育士修学資金借入申込に関する福祉事務所長意見書

借入申込者記入欄	(フリガナ) 借入申込者		住所	〒	—
	借入資金名		申込金額	円	
			内 訳	修学資金：	円
保育士修学資金の借入を必要とする理由	(月額 円) 入学・就職準備金				
福祉事務所長記入欄	保護の状況	保護開始日			
		主 原 因			
		種 類			
貸付に対する意見					
上記のとおり意見を述べる。					
年 月 日					
福祉事務所長 _____ 印					
社会福祉法人 福島県社会福祉協議会長 様					

収入印紙 1,000円～ 2,000円	消印 (借受人及び 連帯保証人)
---------------------------	------------------------

保育士修学資金借用証書

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

借受人番号			
養成施設名			
借受人の住所 (連絡先)	〒 -	電話	
フリガナ	生年月日		
氏名	印	年 月 日 (歳)	

私は、保育士修学資金貸付の修学資金の借受人として、福島県保育士修学資金貸付実施要領を承知し、本資金を借用します。

また、本資金の貸付条件に反した事項が発生したときは、貸付を受けた資金を返還します。

借用金額		円
内	月額	円
	(内、生活費加算)	円
	借用期間	年 月～ 年 月までの 月
訳	入学準備金	円
	就職準備金	円

上記について、同意いたします。

法定代理人 住所
氏名

実印

法定代理人 住所
氏名

実印

私は、借受人に上記のとおり履行させるとともに、万一、借受人が貸付条件を履行しない場合は、その債務を負担します。

連帯保証人 住所
氏名

実印

- 注) 1 借受人、法定代理人及び連帯保証人が自署の上、押印すること。
 2 連帯保証人は、申請書に記載された方と同一の方とすること。
 3 借受人が未成年等の場合法定代理人を立てること。
 4 借受人は「認印」、法定代理人、連帯保証人は「実印」を押印し、印鑑登録証明書(発行後3か月以内のもの)を添付すること。

- 1 この保育士修学資金貸付は、「福島県保育士修学資金貸付実施要領」に記載された事項を厳守し、使用すること。
- 2 借受人は、養成施設を卒業した日から1年以内に保育士の登録を行い、福島県内において、保育士業務（以下「返還免除対象業務」という。）に従事しなければならない。
- 3 借受人は、返還免除対象業務に従事中は、毎年4月10日までに「業務従事届」（様式9）を「福島県社会福祉協議会」に提出すること。
- 4 借受人及び連帯保証人は、貸付けた保育士修学資金貸付の返還が終わるまで、又は返還債務の免除が行われるまでの期間、次の事項が生じたときは直ちに所定の様式を使用し「福島県社会福祉協議会」に届け出ること。
 - (1) 借受人の住所、氏名、勤務先に変更があったとき。（様式12）
 - (2) 借受人が修学又は業務に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。（事実を証明する書類）
 - (3) 借受人が休学、停学、復学、転学又は退学したとき。（様式13）
 - (4) 借受人が留年したとき。（様式13）
 - (5) 借受人が卒業したとき。（様式14）
 - (6) 借受人が保育士登録簿に登録したとき。（様式15）
 - (7) 修学資金の貸付を辞退するとき。（様式13）
 - (8) 借受人が保育士業務に従事したとき（様式9）、又は退職したとき。（様式12）
 - (9) 連帯保証人の氏名、住所、職業、その他の重要な事項に変更があったとき。（様式16）
- 5 保育士修学資金貸付は、あなたへの「貸付」です。貸付条件を厳守してください。これを守らない以下の場合、一括返還となります。
 - (1) 修学資金の貸付契約が解除されたとき。
 - (2) 養成施設を卒業した日から1年以内に保育士として登録せず又は県内において返還免除対象業務に従事しなかったとき。
 - (3) 県内において返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき。
 - (4) 業務外の事由により死亡、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
- 6 保育士修学資金貸付が返還となり、定められた期限までに返還しない場合は、返還すべき額につき年3%の延滞利子を徴収します。

また、連帯保証人は、これらの債務を連帯して負うため、福島県社会福祉協議会から請求された場合は、異議を申し立てられません。

収入印紙 1,000円～ 2,000円	消印 (借受人及び 連帯保証人)
---------------------------	------------------------

保育士修学資金借用証書

(特別貸付借受人用)

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

借受人番号			
養成施設名			
借受人の住所 (連絡先)	〒 -	電 話	
フリガナ	生年月日		
氏 名	印	年 月 日 (歳)	

私は、保育士修学資金貸付の修学資金の借受人として、福島県保育士修学資金貸付実施要領を承知し、本資金を借用します。

また、本資金の貸付条件に反した事項が発生したときは、貸付を受けた資金を返還します。

借用金額		円
内	月 額	円
	(内、生活費加算)	円
訳	借 用 期 間	年 月～ 年 月までの 月
	入 学 準 備 金	円
	就 職 準 備 金	円

上記について、同意いたします。

法定代理人 住 所
氏 名

実印

法定代理人 住 所
氏 名

実印

私は、借受人に上記のとおり履行させるとともに、万一、借受人が貸付条件を履行しない場合は、その債務を負担します。

連帯保証人 住 所
氏 名

実印

- 注) 1 借受人、法定代理人及び連帯保証人が自署の上、押印すること。
2 連帯保証人は、申請書に記載された方と同一の方とすること。
3 借受人が未成年等の場合法定代理人を立てること。
4 借受人は「認印」、法定代理人、連帯保証人は「実印」を押印し、印鑑登録証明書(発行後3か月以内のもの)を添付すること。

- 1 この保育士修学資金貸付は、「福島県保育士修学資金貸付実施要領」に記載された事項を厳守し、使用すること。
- 2 既に福島県保育士修学資金特別貸付が交付されている場合は、福島県保育士修学資金特別貸付実施要領に基づき、当該特別貸付は本契約に基づく貸付とみなされるため、入学後の初回貸付金については、当該特別貸付分を控除した額を交付する。

資金の名称	貸付額			左記のうち特別貸付金分		
	月額	円×	月	月額	円×	月
修学資金	合計		円	合計		円
入学準備金			円			円

- 3 借受人は、養成施設を卒業した日から1年以内に保育士の登録を行い、福島県内において、保育士業務（以下「返還免除対象業務」という。）に従事しなければならない。
- 4 借受人は、返還免除対象業務に従事中は、毎年4月10日までに「業務従事届」（様式9）を「福島県社会福祉協議会」に提出すること。
- 5 借受人及び連帯保証人は、貸付けた保育士修学資金貸付の返還が終わるまで、又は返還債務の免除が行われるまでの期間、次の事項が生じたときは直ちに所定の様式を使用し「福島県社会福祉協議会」に届け出ること。
 - (1) 借受人の住所、氏名、勤務先に変更があったとき。（様式12）
 - (2) 借受人が修学又は業務に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。（事実を証明する書類）
 - (3) 借受人が休学、停学、復学、転学又は退学したとき。（様式13）
 - (4) 借受人が留年したとき。（様式13）
 - (5) 借受人が卒業したとき。（様式14）
 - (6) 借受人が保育士登録簿に登録したとき。（様式15）
 - (7) 修学資金の貸付を辞退するとき。（様式13）
 - (8) 借受人が保育士業務に従事したとき（様式9）、又は退職したとき。（様式12）
 - (9) 連帯保証人の氏名、住所、職業、その他の重要な事項に変更があったとき。（様式16）
- 6 保育士修学資金貸付は、あなたへの「貸付」です。貸付条件を厳守してください。これを守らない以下の場合、一括返還となります。
 - (1) 修学資金の貸付契約が解除されたとき。
 - (2) 養成施設を卒業した日から1年以内に保育士として登録せず又は県内において返還免除対象業務に従事しなかったとき。
 - (3) 県内において返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき。
 - (4) 業務外の事由により死亡、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
- 7 保育士修学資金貸付が返還となり、定められた期限までに返還しない場合は、返還すべき額につき年3%の延滞利子を徴収します。
 また、連帯保証人は、これらの債務を連帯して負うため、福島県社会福祉協議会から請求された場合は、異議を申し立てられません。

保育士修学資金送金口座（申込・変更）申請書

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

借受人番号			
申出の事由	1:新規 2:口座の変更 3:その他 ()		
住 所	〒 -		
フリガナ	生年月日		
氏 名	Ⓜ	年 月 日 (歳)	

私は、次のとおり修学資金送金口座を（ 申し出 ・ 変更を申し出 ）ます。

【ゆうちょ銀行以外の金融機関】

振込先	(金融機関等の名称)					(支店名称)					
	口座の種類	1:普通預金 2:当座預金									
	口座番号 (左づめ)										
口座名義	フリガナ										

【ゆうちょ銀行】

振込先	(金融機関等の名称)					(店名称) ※漢数字で記入					
	ゆうちょ銀行					店					
	口座の種類	1:普通預金 (総合口座・通常預金)					2:貯蓄預金 (通常貯蓄預金)				
	口座番号 (左づめ)										
口座名義	フリガナ										

【備考】 口座名義は原則借受人名義とする。

通帳のコピー（名称・支店名・口座番号・名義等が記載されている部分）を添付すること。

保育士修学資金貸付に伴う個人情報の取扱に関する同意書

社会福祉法人福島県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が実施する「保育士修学資金貸付」（以下「修学資金」という。）における個人情報の取扱については、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成28年11月、個人情報保護委員会）に基づいて、「福島県社会福祉協議会個人情報保護規程」及び「福島県社会福祉協議会におけるコンピュータ情報システムの運用管理に関する規程」により運用します。

記

1 個人情報の利用目的

修学資金の適正、かつ、円滑な運用を図るため、修学の状況及び学業の状況、保育士の資格の取得状況、就労の状況のほか、生活状況を含めた所在状況を把握するため、個人情報を取得し、利用します。

2 個人情報の利用

修学資金の貸付に係る事務を掌るため、上記1の範囲内で県社協の担当職員が利用することを原則とします。ただし、事業の目的を達成するために必要な範囲内において、第三者に対して個人情報を提供し、第三者から個人情報を取得し、また、第三者との間で個人情報を共有することがあります。

(1) 高等学校又は大学、保育士指定養成施設

貸付の申込・決定、返還猶予・免除等に関わる業務を遂行するため、借受人（連帯保証人、家族、その他の関係者を含みます。以下、同じ。）の情報全般について提供します。

(2) 他の都道府県社会福祉協議会

重複貸付や不正借受防止のため、本県以外の都道府県へ転出・転入した借受人の情報及び県外に居住している関係者の情報について提供し、提供を受けます。

(3) 市区町村行政等の機関

居住地等の事実確認のために、借受人等の情報について住所地・居住地の市区町村へ提供・照会することがあります。また、転居した場合の事実確認などのために、転入出先の市区町村へ個人情報の提供・照会をすることがあります。

(4) 各種金融機関

修学資金の交付に関する払込、修学資金の返還に伴う口座振替において利用する金融機関に対し、個人情報の照会を行います。

(5) その他の関係機関

修学している（予定を含む）学校、又は勤務先等に対して、事実確認のために情報の提供をし、又は情報の提供を受けます。

3 利用目的外の利用の制限

本事業を通して収集した個人情報については、上記2による場合を除き、あらかじめ本人の同意なく第三者への提供は行いません。

ただし、下記の例による場合など、県社協規程に基づく場合に限り、あらかじめ本人の同意を得ることなく、第三者へ個人情報を提供することがあります。

(1) 法令又は条例の規定に基づく場合。

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合。

(3) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行

することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、その事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。

4 個人情報の管理

(1) 本事業利用に関わる個人情報については、書面及び情報システムにつながったコンピュータに入力し個人データとして本事業担当者の管理の下に保管・利用します。

個人データについては、常に正確かつ最新の状態に保ち、漏えい、滅失、き損のないように努めます。

(2) 個人データを管理する情報システムについては、県社協のシステム管理者が、コンピュータを使用する業務及びその業務担当者について管理しています。

また、コンピュータの保守について委託している業者との間で個人情報の保護について定めた条項を含む契約を結んでいます。

(3) 修学資金の貸付に関わる個人情報については、修学資金の返還が完了した月が属する年度、又は免除（裁量免除を含む）を受けた年度から起算して5年が経過した時点で、破棄又は削除します。

5 保有個人データの開示等

県社協の個人情報保護規程による保有個人データについて、その開示の申し出が書面又は口頭によりされた場合には、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をします。

ただし、開示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合、県社協の事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合には開示しません。

6 苦情対応窓口

県社協は、個人情報の取扱いに関する苦情があったときには迅速・適切に対応します。

もし、修学資金の貸付について苦情がある場合には、下記の苦情受付担当者までお申し出ください。

(苦情受付担当者) 社会福祉法人福島県社会福祉協議会施設支援課長

(苦情解決責任者) 社会福祉法人福島県社会福祉協議会事務局長

住所 〒960-8141 福島県福島市渡利字七社宮 111 番地

電話 024-523-1256 F A X 024-521-5663

電子メール shisetsu@fukushimakenshakyō.or.jp

【同意書】 ※申請者及び連帯保証人ともに提出してください。

各項目について理解・同意いただける場合には□内にチェックを入れ、自署・押印してください。

私は、本書により貴会における個人情報の取扱いについて理解しました。

私は、修学資金の借入に伴い、申請書などの提出書類に記載した個人情報について、本書及び福島県社会福祉協議会の規程に基づいて取り扱われることに同意します。

年 月 日

署 名

印

在 学 届

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

(借受人) 所 在 地

借受人番号

氏 名 ㊟

下記のとおり在学状況を、届け出ます。

記

学生氏名	課 程	学年	在学状況	休学・停学期間中の場合はその開始期日又は復学期日
	保育士		修学中・休学中・停学中	

注) 養成施設の長の証明を受けること。

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

養成施設の名称

養成施設の住所

学校・施設長名 ㊟

保育士修学資金返還猶予申請書

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

(申請者) 住 所
氏 名
電話番号

㊞

福島県保育士修学資金貸付実施要領に基づき貸付を受けた修学資金の返還について、返還の猶予を受けたいので、次のとおり申請します。

借受人番号		借受人氏名	
借受時の 養成施設	所在地		
	養成施設名		
	卒業等年月	年 月 日 (卒業・中退)	
借用金額	円		
借用金額の 内訳	修学資金(月額)	円(年 月～ 年 月まで)
	入学準備金	円	
	就職準備金	円	
	生活費加算(月額)	円(年 月～ 年 月まで)
返還猶予 申請額	円(貸付を受けた総額)		
返還猶予 申請期間	年 月～ 年 月 まで (年 月間)		
申請理由 (該当項目 を○印で囲 んでくださ い)	1 県内で保育業務に従事 2 在学中(養成施設名等:) 3 被災(具体的理由:) 4 心身の故障(具体的理由:) 5 その他(具体的理由:)		
理由発生 年月日	年 月 日		

注) 申請理由が確認できる書類を添付すること。(業務従事届(様式9)、在学証明書、
罹災証明、診断書、休職証明書等)

業務従事届

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

(借受人) 住 所
氏 名
電話番号

印

下記のとおり、業務に従事（予定）していることを届出ます。

借受人番号		
住 所	〒	
氏 名		
業務 従事先	所在地及び 電話番号	〒 電話 ()
	施設種別	保育所（園） ・ 認定こども園 ・ 幼稚園（預かり保育実施に限る） その他（ ）
	施設名	
	職 種	保育士 ・ 保育教諭
	雇用形態	<input type="checkbox"/> 常勤 ・ <input type="checkbox"/> 非常勤
	実働時間	時間／日 ・ 日／月
勤務開始（予 定）年月日又 は勤務期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
勤務中断期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
中断理由		

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

業務従事先の施設（所属団体）名

代表者名

公印

保育士修学資金返還免除申請書

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

(申請者) 住 所
氏 名
電話番号

⑩

福島県保育士修学資金貸付実施要領に基づき、貸付を受けた修学資金について、返還の免除を受けたいので、次のとおり申請します。

借受人番号		借受人氏名	
借受時の 養成施設	養成施設名		
	卒業等年月	年 月 日 (卒業 ・ 中退)	
借用金額	円 (貸付を受けた総額)		
借用金額の 内訳	修学資金 (月額)	円 (年 月 ~ 年 月まで)	
	入学準備金	円	
	就職準備金	円	
	生活費分 (月額)	円 (年 月 ~ 年 月まで)	
返還免除 申請額	円		
申請理由 (該当項目 を○印で囲 んでくださ い)	1 県内の指定施設で所定の年数 (3年・5年) 以上、保育業務に従事した 2 国の指定された施設で5年以上、保育業務に従事した 3 心身の故障 (診断書等、その状況が確認できる書類を添付) 4 県内の指定施設において、2年以上、保育業務に従事した 5 その他 (以下にその理由を記入してください。) 		
勤務先及び 業務従事 状況	(勤務先名)	(業務従事状況)	
		年 月 日 ~	(年 月)
		年 月 日まで・現在	
		年 月 日 ~	(年 月)
	年 月 日まで・現在		
	年 月 日 ~	(年 月)	
	年 月 日まで・現在		

注) 申請理由の1、2及び4の場合は、直近の勤務先の「業務従事届」(様式9)を添付すること

保育士修学資金返還届

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

(借受人) 住 所
氏 名
電話番号

⑩

福島県保育士修学資金貸付実施要領に基づき貸付を受けた修学資金について、下記により返還します。

借受人番号		借受人氏名	
借用期間	年 月 日	～	年 月 日
借用金額	円 (貸付を受けた総額)		
返還金額	円 (返還免除額 円)		
返還方法	1 月 賦 (回払い) 2 一 括 ※養成施設を卒業し、福島県内で保育業務に従事した事実がある場合や、 疾病等により業務に従事できなくなった場合のみ、月賦による方法の 選択が可能です。		
	(残額の一括返還 → 一括返還金額 円)		
返還期間	年 月 日	～	年 月 日
返還理由 (該当項目を ○印で囲んで ください)	1 辞退・退学・進路変更 (理由:) 2 保育業務に従事しなくなった 3 県外で就労することになった 4 業務外の事由により死亡、又は心身の故障により業務従事できなくな った(証明する書類を添付のこと) 5 その他(以下に記入してください。) 		

注) 返還期間中に、残額を一括返還したい場合は本様式を使用し、以下のとおり記入し、一括返還したい月の1か月前までに福島県社会福祉協議会に提出してください。

→「返還方法」の「残額の一括返還」の欄にその金額を記入し、本会所定の口座に送金してください。

保育士修学資金借受人異動事項等届出書

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

(届出者) 住 所
氏 名 ⑩
電話番号
借受人との関係

福島県保育士修学資金の借受人届出事項について、変更等があったので、下記のとおり届け出ます。

借受人番号		
借受人氏名	(旧)	(新)
住 所	(旧) 〒 -	(新) 〒 -
電話番号(携帯 電話を含む)	(旧)	(新)
死亡・所在不明	年 月 日 (確認できる証明書等の写しを添付)	
勤 務 先 (従事業務の 異動、退職又は 転職など)	旧・勤務先名 旧・勤務先の種別 及び従事業務 旧・勤務先住所 〒 及び電話番号 退職期日 (年 月 日)	
	新・勤務先名 新・勤務先の種別 及び従事業務 新・勤務先住所 〒 及び電話番号 転職期日 (異動日 年 月 日)	
その他 (上記の理由)		

注) 死亡の場合、除籍証明書(又は死亡診断書の写し)を添付すること。
退職した場合は離職証明、転職した場合は雇用通知の写しを添付すること。

保育士修学資金・貸付停止・再開・辞退届

(休学・停学・退学・復学等)

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

(届出者) 住 所
氏 名
電話番号

印

このことについて、下記のとおり届出ます。

借受人番号		借受人氏名	
届出事項	貸付停止 ・ 貸付再開 ・ 貸付辞退 ・ 貸付期間の延長		
届出理由 ※1年以上の 休学はでき ません。	1 養成施設の休学・停学（その期間→ ） 2 養成施設の退学 3 養成施設の留年（理由と事実を証明する書類を添付してください。） 4 養成施設への復学 5 転学・進路変更（転学・進路変更内容を記載してください。） 6 その他（理由を以下に記載し、その事実を証明する書類を添付してください。）		
休学・停学期間	年 月 日 ～ 年 月 日まで		
退学・復学・転学をした期日	年 月 日（退学・復学・転学）		
借受人と届出者との関係			
届出事項の発生年月日	年 月 日		

注) 提出理由の1～5の場合は、養成施設の長の証明を受けること。

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

養成施設住所
養成施設名
学校・施設長名

印

卒 業 届

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

(借受人) 住 所
氏 名
電話番号

㊟

保育士指定養成施設を卒業したので、下記のとおり届出ます。

借受人番号	卒業年月	種 別	保育士登録簿への登録
	年 月	保 育 士	登録済・未登録
(就職状況の分かる書類(就職内定通知等の写し)を添付) ※実際の業務に従事した場合は「業務従事届」(様式9)も後日、提出すること。			

注) 養成施設の長の証明を受けること。

注) 保育士登録簿に登録したときは、速やかに「資格取得届」を提出すること。

上記のとおり相違ないことを証明します。

養成施設住所

養成施設名

学校・施設長名

㊟

資 格 取 得 届

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

(借受人) 住 所
氏 名
電話番号

印

私は、下記のとおり保育士資格を取得したので、届出ます。

借受人番号	保育士登録簿への登録年月
	年 月

注) 保育士登録簿に登録した後、保育士証の写しを添付し、速やかに提出すること。

保育士修学資金連帯保証人届出事項変更書

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

(借受人) 住 所
氏 名
電話番号

㊞

福島県保育士修学資金の連帯保証人届出事項について、変更があったので、下記のとおり届出ます。

借受人番号		借受人氏名	
フリガナ			
連帯保証人氏名			
変更前の住所	〒 -	変更前の電話番号	
変更後の住所	〒 -	変更後の電話番号	
勤務先	名 称 :	職 種	
	〒 - 所在地 :		
	電話 ()		
変更後の勤務先	名 称 :	職 種	
	〒 - 所在地 :		
	電話 ()		
理由			